

答 申 第 2 6 4 号

平成19年7月19日

千葉県代表監査委員 山下重毅 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年11月15日付け監査第231号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成18年10月20日付けで異議申立人から提起された平成18年10月6日付け
監査第203号で行った行政文書不開示決定を取り消すことを求める異議申立てに対する
決定について

第1 審査会の結論

千葉県監査委員（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成18年10月6日付け監査第203号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「住民監査請求に係る陳述について」（以下「本件文書」という。）は、前近代的視点に立脚し、県民の行動を直接・間接に規制ないし抑制する内容を含んでいるため、当該文書の作成過程と責任者の特定をするために、起案書等の開示を求めた。
- (2) 当該文書がいかなる法令・規則・規定等にも何ら依拠せず、関連資料も保有していないというのは不自然で全く信用できない。直ちに隠蔽した文書を開示し、県民の不信を解消せねばならない。

第3 実施機関の説明要旨

1 本件異議申立てに係る行政文書開示請求及び不開示決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成18年9月11日付けで、「貴職配下の事務局作成の『住民監査請求に係る陳述について』なる文書の作成の経緯の分かる起案書を含む全ての文書」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「対象文書」という。）を作成せず、また、取得していなかったため、対象文書を保有していないことを理由として、本件決定を行った。

2 対象文書の特定について

対象文書を、本件文書の作成経緯のわかる起案書その他の文書と特定した理由は以下のとおりである。

以前同内容の開示請求があった際、本件決定同様不存在を理由とする不開示決定を行った。

その際、電話及び面談により、異議申立人に複数回にわたり不開示決定について説明を行っているが、異議申立人は、本件文書作成の際の抜粋元となった「住民監査請求における陳述等の取扱基準」（平成17年6月15日決定。以下「取扱基準」という。）が対象文書に含まれるべきであるとか、過去の経緯等について全く問題にしておらず、あくまで、本件文書の直接の決裁書類の有無に関してのみ主張するものであった。

3 本件文書の作成について

本件文書は、取扱基準を住民監査請求の陳述人（以下「陳述人」という。）に周知させるため、従前から陳述人に配布していた文書を改正し、取扱基準の一部をそのまま抜粋し作成した。

なお、本件文書は、平成18年6月5日に、案文を示した上で実施機関の口頭による了承を得たものであり、案文を含め口頭了承に係る行政文書は存在しない。

4 不開示の理由について

上記のとおり、本件文書の作成及び配布に当たっては、口頭により了承を得たことから作成経緯のわかる起案書その他の文書は作成していない。したがって、対象文書を保有していない。

なお、異議申立人に対し、取扱基準の提供及び上記説明は行っている。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、上記第3（実施機関の説明要旨）、1に記載のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成18年10月20日付けで異議申立てを行ったものである。

2 対象文書の不存在について

実施機関は、対象文書を、本件文書の作成の経緯のわかる起案書その他の文書と特定の上、対象文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

(1) 対象文書の特定について

実施機関によると、異議申立人は、電話や面談の際、対象文書の特定に関し、本件文書の起案書等の開示を求める旨主張するのみであったことから、上記対象文書の特定を行ったとのことである。

実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、対象文書の特定に関する実施機関の判断は妥当である。

(2) 対象文書の不存在について

実施機関は、本件文書は口頭の上作成したものであり、対象文書は存在しない旨主張する。

この点について検討すると、本件文書は取扱基準の一部をそのまま抜粋したものであること、本件文書と同様の文書の配布は従前から行われていること等から、本件文書作成に関する意思決定は、実施機関の口頭により行われたとする説明に特段不合理な点は認められるものではない。

しかし、実施機関も認めるとおり、口頭了承を得る際、本件文書の案文については提示を行っているものであり、当該案文については、対象文書として特定された行政文書に該当するものである。

ところで実施機関は、案文を含め口頭了承に係る行政文書は保有していないとするものであり、実施機関の関係文書の綴りや事務室書架等の確認を行ったものの、対象文書の存在を認めることができなかった。

3 結論

対象文書は不存在であると認めざるを得ず、実施機関の決定は妥当である。

第5 附言

本件文書は実施機関が口頭の下承の上作成したものであるが、意思決定の過程が記録されない口頭による下承は、軽易な意思決定を除き、望ましいものではない。適切な文書事務の処理がなされるよう要請するものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 11. 15	諮問書の受理
18. 12. 18	実施機関の理由説明書の受理
19. 5. 29	審議 実施機関から不開示の理由の聴取
19. 6. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成19年6月22日現在)